

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(河川災害：川崎町地域防災計画)

当町の地域防災計画によると、遠賀川水系の中元寺川（乙女井堰上流、鮎返橋上下流、柏木橋上流周辺）及び、櫛毛川（中元寺川合流点から岩鼻井堰、田原橋上下流周辺）は、災害河川危険区域に指定されている。また、山間の安真木地区にある安宅川は、土石流危険渓流に指定されている。

(落石崩壊：川崎町地域防災計画)

当町の地域防災計画によると、山間の安真木地区一帯及び、田原地区の県道川崎大行線、国道322バイパス、県道川崎猪国線では、落石崩壊の危険箇所が多く集積し、道路危険個所に指定されている。

(土砂災害：川崎町地域防災計画)

当町の地域防災計画によると、東川崎地区及び、山間の安真木地区一帯は、山腹崩壊危険区域、土砂災害区域に指定されている。特に東川崎地区には、町立病院があり、要配慮者関連となっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震に見舞われる確率は3%以下となっている。

(その他)

町内全域に渡り、急傾斜地崩壊危険箇所が多く集積しており、これまでも、大型台風の際には、自然斜面を中心に広く土砂災害等が発生し、家屋の倒壊等の被害が発生している。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,158人

・小規模事業者数 1,068人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸・小売業	248	230	田川市と隣接する市街地の田原、池尻地区に多く分布している。
	製造業	56	50	市街地から少し外れた山間部等に広く分布している。
	建設業	368	344	町内に広く分布している。
	サービス業	486	444	町内に広く分布してるが、市街地の田原、池尻地区の分布が多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組については、漠然的なものにとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会議所と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 当商工会議所の事業継続計画の作成

- ・令和2年度までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会議所と当町との連絡を密にし、状況確認や改善を行っていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大雨時の河川氾濫、土砂崩れ）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に役職員の安否報告を行う。
（電話・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策及び今後の方針を決定し、それぞれの速やかな対応を行う。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を明確にしスムーズな対応を行う。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会議所と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

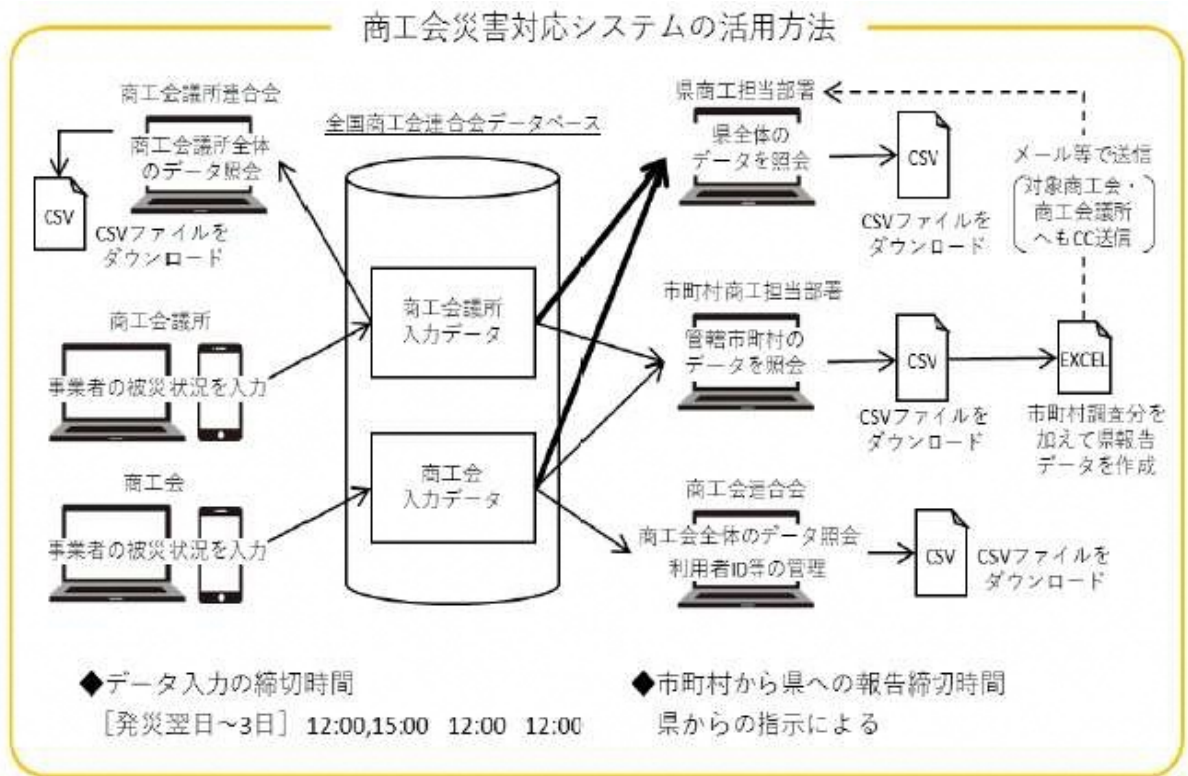
発生後～1週間	1日に2回～3回共有する。
2週間～4週間	2日に1回共有する。
1か月以降	1週間に1回共有する。

※災害規模により異なる。

<3. 発災時における連絡体制>

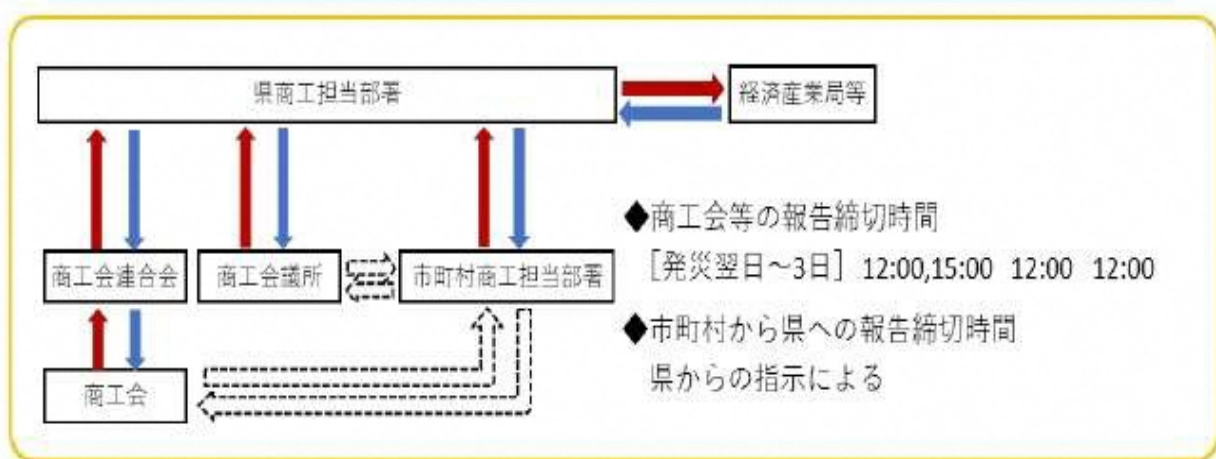
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行う事が出来る仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会議所と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会議所と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会議所又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会議所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、川崎町の商工担当課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会議所は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会議所は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式I

福岡県中小企業振興経営支援機構 ○○・○○宛で【電子メールにて送付：(メールアドレス keishishian@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和○年○月○日の大雨による園工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入欄	被害箇所		被害状況			区分 (種類・被災・被害額)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	
1	○○県○○市○○区	—	株式会社○○	製造業	約10万円	<small> 被害→被災者への被害 被害→被災者への被害 被害→被災者への被害 被害→被災者への被害 被害→被災者への被害 </small>
	△△市△△区△△町	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	
2						
3						

印刷用紙には記載されていない箇所は削除せず、必要情報を追加していただく。印刷用紙がない場合はコピーしてご利用ください。
 印刷用紙に記載されている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せてご報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、川崎町と協議する。(当会議所は、国・県等の関係機関より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を開設する。)
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等と対策を協議する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

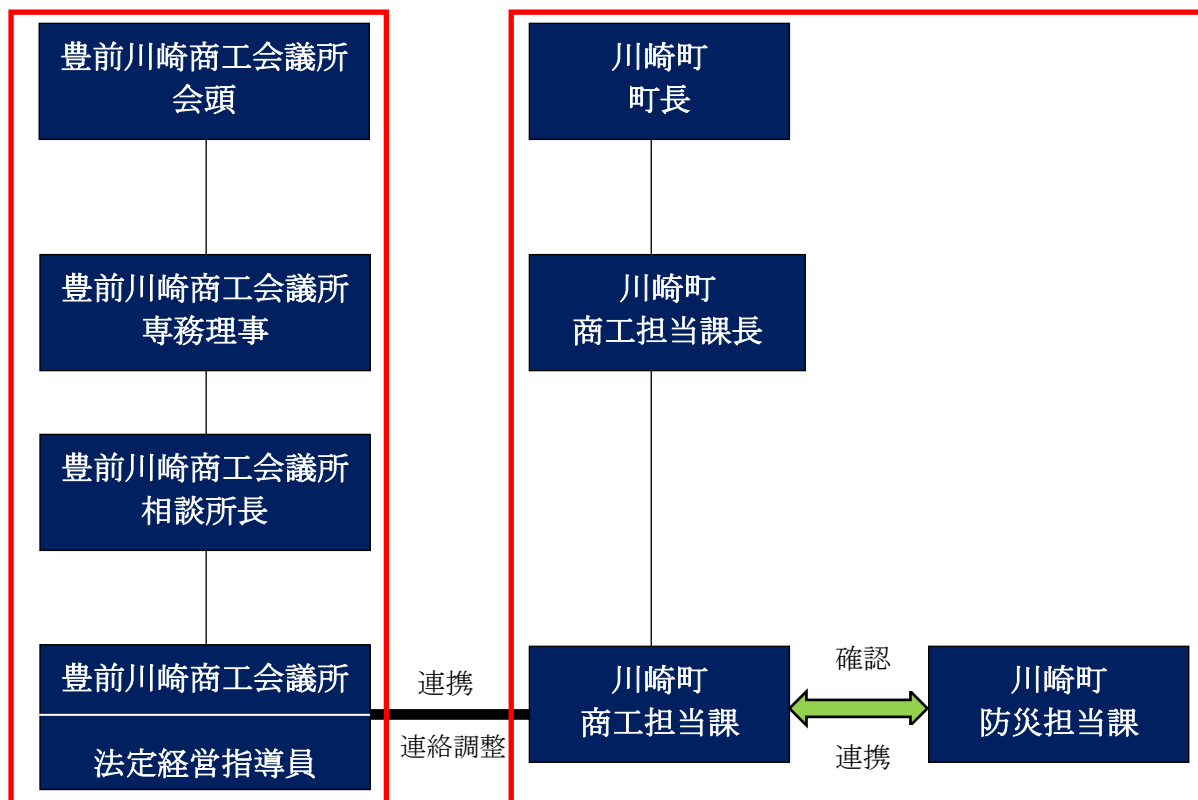
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大田原 英明 (連絡先は(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

豊前川崎商工会議所

〒827-0003 福岡県田川郡川崎町大字川崎351-10

TEL: 0947-73-2238 / FAX: 0947-73-4301

E-mail: kawa2238@lime.ocn.ne.jp

②関係市町村

川崎町役場 商工観光課

〒827-0004 福岡県田川郡川崎町大字田原789-2

TEL: 0947-72-3000 / FAX: 0947-72-6453

E-mail: syoukou@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・諸費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
当会議所会費収入、事業収入等 川崎町補助金、福岡県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 名 称 福岡県火災共済協同組合 代表者の氏名 理事長 城戸 津紀雄
連携して実施する事業の内容
① 普及啓発セミナーの開催 ② 損害保険への加入促進
連携して事業を実施する者の役割
① セミナー開催に際し、福岡県火災共済協同組合の職員を講師として派遣する事により、専門的知識及び、損害保険加入の重要性を啓発。 ② 損害保険加入促進を行う際の保険内容の説明及び、加入手続き。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[豊前川崎商工会議所] --- B[川崎町 (商工担当課)]; A --- C[福岡県火災共済協同組合]; B --- C;</pre> <p>豊前川崎商工会議所</p> <p>川崎町 (商工担当課)</p> <p>福岡県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none">・セミナー開催時の講師派遣依頼・小規模事業者への損害保険普及活動の際の内容説明依頼・セミナー講師としての職員派遣・小規模事業者への損害保険内容の説明

